

学校保健安全法にかかる医療券取扱事務要領

(目的)

第1条 この要領は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の趣旨に沿って、市立小学校、中学校、及び市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒にかかる学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）で定める疾病の治療に必要な医療券の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(医療券の交付対象者)

第2条 医療券の交付対象者は、市立小学校、中学校及び市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学し、かつ、次の各号に該当する児童生徒の保護者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 船橋市就学援助要綱第3条第1項第2号に規定する準要保護者

2 前項第2号に定める準要保護者は、当該年度の4月から6月に医療機関等に受診が必要となる場合にあつては、前年度末日の準要保護認定をもって医療券を交付することができる。

(学校における治療の指示)

第3条 健康診断の結果、児童生徒に学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病が発見された場合は、学校医及び学校歯科医の所見に照らして、学校は治療勧告をする。この場合において、援助の対象となる児童生徒を確認し、対象者には、制度案内も併せて行うこと。

(学校における医療券の交付事務)

第4条 保護者から学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療にかかる医療券の交付の申し出があつたときは、疾病内容を確認し、速やかに医療券を交付する。

(医療費援助の額)

第5条 医療費援助の額は次のとおりとする。

(1) 要保護者 医療費の全額に相当する額

(2) 準要保護者 医療費の全額から社会保険等の給付を受ける額を控除した額に相当する額（健康保険法の規定に基づく一部負担に相当する額）

(医療券の返還)

第6条 医療券の交付を受けた者は、医療機関等の診断等が、医療費援助の対象となる疾病に該当しなかったことにより医療券の利用ができなかったときは、医療券を学校に返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、医療券交付事務において必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。